

岩手県立釜石病院カーテン賃貸借仕様書

- 1 賃貸借名 岩手県立釜石病院カーテン賃貸借契約
- 2 賃貸借場所 岩手県釜石市甲子町第10地割483-6 岩手県立釜石病院
- 3 賃貸借物件 防炎カーテン 825 枚
- 4 賃貸借期間 3年（36ヶ月）
令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

5 仕様

- (1) 前記3の賃貸借物件の詳細は別紙カーテン管理台帳のとおりとする。
- (2) 定期メンテナンス(クリーニング)
- ① 全館 年1回 825 枚
- ※ メンテナンスの時期については賃借人と協議し、事前に工程表を作成(作業日程表)提出すること。
- カーテンレール清掃
病棟間仕切りカーテンレールを主に、拭き上げ清掃を賃借人と協議の上実施すること。
- ※ 清掃時期については賃借人と協議すること。
- (3) 代替カーテンは、4床室及び1床室の2室分を各病棟又は指定場所へ、常備保管すること。
- (4) 賃貸借期間中の臨時クリーニング(スポットメンテナンス)及び破損カーテンの補修対応をすること。
- ※ 但し破損状態により補修出来ない物品に関しては賃借人と協議し対応すること。
- (5) 定期メンテナンス実施時にカーテンレールの点検し、ビスの緩み、ランナーの滑りが悪い物の交換、不足補充について対応すること。

6 個別仕様

- (1) カーテンの取付場所及びサイズ及び枚数等は別紙カーテン管理台帳のとおりとする。
- (2) カーテン生地
- ア 消防法施行規則に基づく防炎性能試験 イー(1)ラベルに合格した商品とする。
- イ グリーン購入法でのカーテン調達基準に対応した商品とする。
- ウ 洗濯収縮率水洗い、ドライクリーニング共、タテ、ヨコ共に1%以下の物とする。
- エ 品名及び色、柄等については、別紙カーテン管理台帳を基に病院側と協議の上決定する。
- オ 間仕切り用普通地は抗菌加工(SEK)の商品とする。
- カ すべてのカーテンにおいてキングランオリジナルカーテンと同等品以上とする。
- (3) カーテン縫製について
- 【フック】
- ア 間仕切りカーテン及び窓用カーテンのフックは、ステンレス製を使用し、洗濯時、プレス仕上げ時に支障が出ず、かつ、カーテン本体から容易に抜け落ちないよう縫い付けたものとする。
- 【タッセル】
- ア 窓用レースカーテンを除く全てのカーテンには、共生地ループ付マジックタッセルを本体に縫い付けにする。
- (4) カーテン管理台帳に基づく寸法表示
- ア 賃貸人は、取り付けた場所毎にカーテンの種類、サイズ、数量が把握できるカーテン管理台帳を作成し、賃借人に提示すること。
- イ 縫製したカーテンには、1枚毎に寸法表示ラベルをカーテンの裏に縫い付けること。
- ウ 抗菌加工カーテン(間仕切り)には抗菌ラベルを1枚毎カーテンの裏に縫付けること。
- (5) 防炎製品であることの表示
- 縫製したカーテンには、消防庁の業者認定番号その他難燃性であることを示したラベル【イー(1)ラベル】をカーテン1枚毎にカーテンの裏に縫付けること。

(6) 定期メンテナンス

- ア 前記5(2)の定期メンテナンスを行うこと。
- イ 上記業務を実施する場合、事前に下記の期間内で完了する作業工程表を提出し、賃借人の承認を得ること。
病棟 3週間内で完了 月曜日から土曜日の午前9時～午後4時の作業
外来 1週間内で完了 土曜日・日曜日の外来休診の作業
- ウ カーテンの取り付け、取り外しは賃貸人において行うことし、安全かつ迅速な作業を行い病院業務に支障を与えてはならない。実施作業員は清潔で作業員と認識できる統一したユニフォームを着用し、作業を実施するものとする。
- エ メンテナンス期間中の代替カーテンは賃貸人の責任で、取り付けたものと同等品を用意し、賃借人に迷惑がかからない措置を講ずる事。メンテナンス期間中はすべてのカーテンに対して代替カーテンを取り付けること。代替カーテンは、シミ汚れ・シワ等のない清潔なカーテンを使用すること。
- オ カーテンの交換業務にあたっては、賃借人の指示に従い、特に療養をさまたげることのないよう心がけること。メンテナンス時に破れ及び破損カーテンを確認した場合速やかに、補修縫製の処置をとること。
- カ 安全・安心・清潔な作業を実施する上で、使用する脚立の点検、常に清潔な脚立の使用をすること。
使用する運搬台車・ランドリーカート点検し清潔なものを使用すること。
カーテン回収時は専用ランドリーバックを使用し、クリーニング済みカーテン納品時も、専用ランドリーバックを使用し、区別して使用すること。
各専用ランドリーバックは常に清潔なものを使用すること。
- キ 前記5(5)のカーテンレールの点検・補修を行うこと。
- ク 賃貸人は作業完了毎に、作業報告書(完了書)を作成し、賃借人に提出確認を得ること。
- ケ 賃貸人は、自社のクリーニング工場を保有していること。

(7) 臨時クリーニング(スポットメンテナンス)

- 突発的に、カーテンの汚れが生じた場合、賃借人において代替カーテンと交換し、賃貸人に連絡する。又賃貸人は病院側にランドリーバック(汚れ回収バック)を常備設置し、速やかに汚れカーテンの回収及び洗濯し納品すること。
又、緊急を要する場合、速やかに対応・対処すること。

(8) 感染症カーテンの取り扱い

- 病院内で生じた感染症カーテンは病院側が消毒し、一般汚れカーテンと別に保管し、賃貸人にすみやかに連絡すること。賃貸人は上記(7)同様定期訪問の上迅速に回収業務を行なうこと。

(9) 納入等

- ア カーテンの縫製前に現場において実測すること。
- イ カーテン実測に基づいて縫製すること。
- ウ 取付けは、全て賃貸人が行うものとする。

7 その他

- ア 特に定めない事項に関しては賃貸、賃借人協議の上、定めるものとする。